

五島市旅行商品広告宣伝支援業務委託（単価契約）仕様書

1 委託業務名

五島市旅行商品広告宣伝支援業務委託

2 委託業務期間 契約締結日から令和9年2月28日まで

3 委託業務目的

全国各地で五島市の知名度が高まっていることを契機とし、世界遺産、日本ジオパーク、日本遺産など、魅力ある地域資源を活用した旅行商品に対して、広告宣伝費を支援する。

4 委託業務内容

(1) 次に掲げる全ての条件を満たした旅行商品に対して、当該商品の広告宣伝を通して五島市のPRを実施すること。

- ① 募集型企画旅行であること。
- ② 五島市内に2泊以上であること。但し、インバウンドに限り1泊以上であること。
- ③ 送客人数は20人以上であること。但し、インバウンドに限り5人以上であること。
- ④ 「令和8年度 五島市 体験・着地型旅行商品」を組み込んだものであること。
- ⑤ 同一日、同一行程、同一旅行会社からの申込みは、1つの旅行商品として取り扱う。

(2) 本業務の受託を希望する者は、申込書（様式1）の提出を行うこと。

5 契約単価

契約単価は、4の(1)の条件をすべて満たす旅行商品に対し、1商品あたり下記のとおりとする。

1泊の場合	100,000円（うち消費税及び地方消費税の額9,091円）
2泊の場合	200,000円（うち消費税及び地方消費税の額18,182円）
3泊以上	300,000円（うち消費税及び地方消費税の額27,273円）

6 委託料の支払

- (1) 委託料は、前項の旅行商品に限り、委託業務完了報告を確認した後、支払うものとする。
- (2) 委託料の支払いは日本円で、日本国内の銀行口座への振り込みに限る。

7 委託業務完了報告

次の委託成果物等の提出をもって、業務を完了したものとする。

- (1) 実績報告書（様式2）
- (2) 宿泊証明書（様式3）
- (3) 体験等証明書（様式4）
- (4) 旅行商品のパンフレット等（ウェブサイトでの募集の場合は当該ページの画面コピー等）

8 その他

この仕様書にない事項又はこの仕様書について生じた疑義については、双方協議して定めるものとする。